平成２０年（フ）第２２２号
北海道夕張郡栗山町字継立418番地
破産者　寺島木材工業株式会社
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第４３５号
埼玉県吉川市大字川野75番地２
破産者　株式会社サンショウ
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
千葉県館山市上真倉1747番地の４
破産者　林　香世子
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第４１号
千葉県館山市上真倉1747番地４
破産者　有限会社フォレスト
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第１７３０号
秋田県北秋田市米内沢字大野岱12番30
破産者　株式会社エムワイテツク
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３号
神奈川県相模原市東林間３丁目16番１号
破産者　有限会社共栄エクステリア
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成１９年（フ）第８８９号
岐阜県郡上市八幡町小野７丁目８番地１
破産者　松本　鐘司
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７０号
岐阜県美濃市上野660番地の１
破産者　有限会社オオタテクノ
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第３００号
三重県鈴鹿市庄野東３丁目５番６号
破産者　吉村　昇二
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３３号
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地
破産者　デジタルレボリューション株式会社
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６０号
和歌山市出島５番地の１
破産者　株式会社エムエスジー白倉
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３７０号
和歌山市新中島103番地の２
破産者　株式会社匠設計事務所
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５３２号
和歌山県有田郡広川町大字下津木936―１、登記簿上の本店所在地和歌山県有田郡広川町大字下津木939番地
破産者　株式会社大橋組
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２６号
山口県防府市大字上右田1457番地の１
破産者　伊藤緑地建設株式会社
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３５５号
山口県下関市山の田東町３番６号
破産者　株式会社エツヒロ
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第４９８号
長崎県長崎市金堀町22番12号
破産者　株式会社畑原設備工業
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第６１２号
大分市新町14番５号日宝グランディ新町Ⅱ402、開始決定時の住所大分市大字上宗方918番地の77
破産者　亡宇都宮昇相続財産
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３３４号
埼玉県朝霞市溝沼５丁目17番12―102号、旧住所埼玉県新座市東３丁目７番13―210号
破産者　赤平　城樹
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７３８号
埼玉県鴻巣市屈巣2377番地
破産者　武井　健一
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７８８号
埼玉県朝霞市宮戸１丁目６番79号
破産者　野澤　伸吾
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７８９号
埼玉県朝霞市宮戸１丁目６番79号
破産者　野澤かなり
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１６号
埼玉県朝霞市溝沼５丁目16番１―205号、旧住所埼玉県朝霞市田島１丁目３番29号　リヴェール田島201
破産者　川越　昌人
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係